議案提出

十一月十九日内閣から次の議案が提出された。

平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書

平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

議案受領

十一月十九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（閣法第二号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

産業競争力強化法案（閣法第三号）

議案受領（予備審査）

十一月十九日衆議院から次の議案が送付された。

特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周外二名提出）（衆第一一号）

情報適正管理委員会設置法案（渡辺周外二名提出）（衆第一二号）

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周外三名提出）（衆第一三号）

国会法の一部を改正する法律案（渡辺周外二名提出）（衆第一四号）

質問主意書提出

十一月十九日議員から次の質問主意書が提出された。

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の改定案」に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第六六号）

答弁書受領

十一月十九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三提出二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する質問に対する答弁書（第四八号）

参議院議員浜田和幸提出再審情願を行っている者への在留特別許可に関する質問に対する答弁書（第四九号）

参議院議員浜田和幸提出子どもの連れ去り・引き離し問題に関する再質問に対する答弁書（第五〇号）

参議院議員有田芳生提出出版物販売における海外事業者への課税に関する質問に対する答弁書（第五一号）

参議院議員江崎孝提出地方衛生研究所の地方独立行政法人化に関する質問に対する答弁書（第五二号）

参議院議員山本太郎提出特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案及び外国為替資金に関する質問に対する答弁書（第五三号）

参議院議員山本太郎提出奨学金に関する質問に対する答弁書（第五四号）

報告書提出

十一月十九日委員長から次の報告書を提出した。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（衆第一号）審査報告書

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（第百八十三回国会閣法第五一号）審査報告書

薬事法等の一部を改正する法律案（第百八十三回国会閣法第七一号）審査報告書

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（第百八十三回国会閣法第七四号）審査報告書

報告書受領

十一月十九日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十四年度国の債権の現在額総報告を受領した。

また、同日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による平成二十四年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

人事異動

防衛省

（技術研究本部研究開発評価官）

付上席評価管理官）防衛技官　水田　敏也

技術研究本部技術企画部企画課長を命ずる（十一月十五日）

皇室事項

信任状捧呈式

十一月十九日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在アメリカ合衆国特命全権大使キャロライン・ケネディの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十八日午前十時二十八分御出門、第二十九回国際生物学賞授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時二十九分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第1項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第3項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年11月21日

農林水産大臣　林　芳正

焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港漁場整備法第19条の3第3項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　平成25年11月21日から平成25年12月11日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、静岡県庁及び焼津市役所

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、京都労働局の関係労働者を代表する者西村英二の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年11月21日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、京都労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成25年12月5日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　京都労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年11月21日

山形労働局長　須永　敏良

第4号中「1時間745円」を「1時間754円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月25日から効力を生ずる。